

○景観法及びつくば市景観条例施行規則

平成19年6月29日

規則第59号

改正 平成27年3月31日規則第26号 平成29年3月31日規則第29号
令和4年3月31日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及びつくば市景観条例（平成19年つくば市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画区域内における行為の届出等)

第2条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第2号）を提出して行うものとする。

3 前2項の届出書には、別表の行為の種類の欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ添付図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。

4 市長は、前項に規定する図書のほか、必要があると認めるときは、同表に掲げる図書以外のものの添付を求めることができる。

(国の機関等の行為の通知)

第3条 法第16条第5項に規定する国の機関又は地方公共団体が同条第1項の届出を要する行為をしようとするときの通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第3号）を提出して行うものとする。

(事前相談)

第4条 条例第12条に規定する事前相談をしようとする者は、景観計画区域内における行為の事前相談書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(身分を示す証明書)

第5条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第5号）によるものとする。

（景観重要建造物の指定等）

第6条 法第21条第1項に規定する通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第6号）によるものとする。

2 法第21条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）指定番号及び指定の年月日

（2）景観重要建造物の名称

（景観重要樹木の指定等）

第7条 法第30条第1項に規定する通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第7号）によるものとする。

2 法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）指定番号及び指定の年月日

（2）景観重要樹木の樹種

（景観審議会の会長）

第8条 つくば市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（景観審議会の会議等）

第9条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 5 審議会の庶務は、都市計画部において処理する。
- 6 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平27規則26・平29規則29・一部改正)

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第2条から第7条までの規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第26号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第29号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第45号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

行為の種類	添付図書	
	種類	明示すべき事項
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することと	位置図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 行為地の場所
	配置図	(1) 方位及び縮尺 (2) 敷地の形状及び寸法 (3) 敷地内における届出に係る建築物等の位置

なる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		(4) 届出に係る建築物等と他の建築物等との別 (5) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (6) 隣接する土地の利用状況、用途等 (7) 植栽、樹木等の位置、樹種及び樹高 (8) 土地の高低 (9) 外構施設の位置、材料及び面積
	各階平面図	(1) 方位及び縮尺 (2) 寸法 (3) 開口部の位置
	立面図 (4面)	(1) 方位及び縮尺 (2) 寸法 (3) 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 (4) 屋根、外壁その他外観の仕上げ材料及び色彩
	カラー現況写真	(1) 行為地及び建築物等の現況 (2) 行為地付近の現況(2方向以上)
	その他	参考となるべき事項
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	位置図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 行為地の場所
	現況図	(1) 方位及び縮尺 (2) 付近の土地の利用状況 (3) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (4) 行為の区域
	計画図	(1) 方位及び縮尺 (2) 公共公益施設の位置及び形状並びに予定建築物等の敷地の形状及び用途

		(3) 行為後ののり面又はよう壁その他の構造物の 位置、種類及び規模 (4) 事後の措置及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の断面図及び横断図
	カラー現 況写真	行為地及び行為地付近の現況（2方向以上）
	その他	参考となるべき事項

様式第 1 号（第 2 条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

つくば市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

景観法第16条第 1 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	地名地番					
	☐ 市街化区域	用途地域				
		その他の地域地区				
	☐ 市街化調整区域					
行 為 の 期 間	着手予定	年 月 日				
	完了予定	年 月 日				
行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更				
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更				
	☐ 開発行為					
代 理 者	所 在 地 事 務 所 名 氏 名 電 話 番 号					
設 計 者	所 在 地 事 務 所 名 氏 名 電 話 番 号					
施 工 者	所 在 地 事 務 所 名 氏 名 電 話 番 号					
建 築 物 の 概 要	用 途					
	高 さ	m				
	階 数	地上	階	地下	階	
	構 造					
	敷 地 面 積	m ²				
	建 築 面 積	m ²				
	延 べ 面 積	m ²				
	門 の 構 造 等	構造	高さ	m	長さ	m
	塀 の 構 造 等	構造	高さ	m	長さ	m
	屋外に設置する建築設備の種類及び高さ		高架水槽 その他 () m			

	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		外 観 の 各 面 の 合 計 面 積		m ²	
			外観の変更に係る 部分の見付面積	外 壁	屋 根	合 計
				m ²	m ²	m ²
		仕上げ（材料・方法等）		色彩（マンセル値）		
	屋 根					
	外 壁					
	門 又 は 塀 付 帯 設 備					
	そ の 他					
備 考						
工 作 物 の 概 要	種 類					
	高 さ		m			
	構 造		造（一部 造）			
	築 造 面 積		m ² （うち増改築部分の面積 m ² ）			
	外観を変更することとなる 修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更		外 観 の 合 計 面 積		m ²	
			外観の変更に係る 部分の見付面積		m ²	
		仕上げ（材料・方法等）		色彩（マンセル値）		
	基 本 部 分					
	そ の 他					
備 考						
開 発 行 為 の 概 要	行 為 の 目 的		☐ 建築物の建築 ☐ 特定工作物の建設			
	行 為 の 内 容					
	開 発 区 域 面 積		m ²			
	のり面又はよう壁 の高さ及び長さ	高さ	m	長さ	m	
	備 考					

備考

- 1 ☐の事項に関しては、該当するものにレを記入してください。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。

様式第 2 号（第 2 条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

つくば市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

景観法第16条第 2 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所			
当初の届出日			
変 更 の 概 要			
変 更 内 容	変更する部分	変更前	変更後

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 この届出書には、つくば市景観条例施行規則別表に掲げる図書のうち、変更に係るものを添付してください。
- 3 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。

様式第3号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

つくば市長

通知者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の場所	地名地番					
	☐ 市街化区域	用途地域				
		その他の地域地区				
	☐ 市街化調整区域					
行為の期間	着手予定	年 月 日				
	完了予定	年 月 日				
行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更				
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更				
	☐ 開発行為					
担当者	所在地 所属部署 氏名 電話番号					
建築物の概要	用途					
	高さ	m				
	階数	地上	階	地下	階	
	構造					
	敷地面積	m ²				
	建築面積	m ²				
	延べ面積	m ²				
	門の構造等	構造	高さ	m	長さ	m
	塀の構造等	構造	高さ	m	長さ	m
	屋外に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽	m			
		その他（	）			m
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	外観の各面の合計面積		m ²		
		外観の変更に係る部分の見付面積	外壁	屋根	合計	
			m ²	m ²	m ²	

		仕上げ（材料・方法等）		色彩（マンセル値）	
	屋 根				
	外 壁				
	門 又 は 塀				
	付 帯 設 備				
	そ の 他				
	備 考				
工 作 物 の 概 要	種 類				
	高 さ	m			
	構 造	造（一部 造）			
	築 造 面 積	m ² （うち増改築部分の面積 m ² ）			
	外観を変更することとなる 修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更	外 観 の 合 計 面 積		m ²	
		外観の変更に係る 部分の見付面積		m ²	
		仕上げ（材料・方法等）		色彩（マンセル値）	
	基 本 部 分				
	そ の 他				
備 考					
開 発 行 為 の 概 要	行 為 の 目 的	☐ 建築物の建築 ☐ 特定工作物の建設			
	行 為 の 内 容				
	開 発 区 域 面 積	m ²			
	のり面又はよう壁 の高さ及び長さ	高さ	m	長さ	m
	備 考				

備考 ☐の事項に関しては、該当するものにレを記入してください。

様式第4号(第4条関係)

景観計画区域内における行為の事前相談書

年 月 日

つくば市長

住 所
氏 名
電話番号

つくば市景観条例第12条の規定により、相談します。

行 為 の 場 所		
行 為 の 種 類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更
	☐ 開発行為	
行 為 予 定 者	所在地 氏 名	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日	
行 為 の 概 要		
備 考		

備考

- 1 ☐の事項に関しては、該当するものにレを記入してください。
- 2 行為予定者が法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。

様式第5号(第5条関係)

(表)

		第	号
		年	月
		日交付	
写真	身 分 証 明 書		
	所	属	
	職	名	
	氏	名	
上記の者は、景観法(平成16年法律第110号)第17条第6項の規定による原状回復等及び第7項に規定する立入検査又は立入調査を行う権限を有する者であることを証明する。			
つくば市長			印
有効期限	年	月	日

(裏)

関係法令 景観法第17条(抜粋)

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(以下略)

7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

景観重要建造物指定通知書

第 号
年 月 日

様

つくば市長 

下記の建造物を景観重要建造物に指定しましたので、景観法第21条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	
指 定 の 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
指定の理由となった 外観の特徴	
法第19条第1項に規定する土地その他の 物件の範囲	
備 考	

様式第7号(第7条関係)

景観重要樹木指定通知書

第 号
年 月 日

様

つくば市長 

下記の樹木を景観重要樹木に指定しましたので、景観法第30条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	
指 定 の 年 月 日	
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
指定の理由となった 樹容の特徴	
備 考	